

○美唄市農道離着陸場条例

(平成9年10月2日条例第18号)

改正 平成25年12月13日条例第30号 平成31年3月26日条例第1号

(設置)

第1条 航空機による農産物等の輸送により本市の産業の振興を図るとともに、広く市民の利用に供するため、美唄市農道離着陸場(以下「離着陸場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 離着陸場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
美唄市農道離着陸場	美唄市字上美唄原野4445番地の3ほか

(用語の定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機 航空法(昭和27年法律第231号。以下「法」という。)第2条第1項に規定するものをいう。

(2) 航空用機器 航空機以外の航空の用に供することができる機器をいう。

(職員)

第3条の2 離着陸場に、必要な職員を置く。ただし、市長が美唄市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第15号)第6条第1項の規定により離着陸場の指定管理者の指定を行ったときは、この限りでない。

(管理の代行等)

第3条の3 離着陸場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に離着陸場の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 離着陸場の利用の許可に関する業務

(2) 離着陸場及び附属施設の維持管理に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(離着陸等のための使用の許可)

第4条 航空機の離着陸又は停留のため離着陸場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。申請事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、離着陸場の管理上必要な条件を付すことができる。

3 第1項の許可を受けた者(以下「航空機使用者」という。)は、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸許可を受けなければならない。

(行事等のための使用の許可)

第5条 離着陸場において行事、展示会、航空用機器の使用等のために離着陸場を使用し、又は工作物を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。離着陸場の使用目的を変更しようとするとき、又は当該工作物を増築し、改築し、移転し、若しくはその用途を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、離着陸場の管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を許可しない。

(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 施設、設備又は備付物品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号のほか管理上支障があるとき。

(使用期間)

第7条 離着陸場の使用期間は、規則で定める。

(使用時間)

第8条 離着陸場の使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が

緊急事態その他の理由により必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 航空機の離着陸及び航空用機器の使用に係る使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。この場合において、日没が午後5時前であるときは、日没の時刻までとする。
- (2) 航空機の停留及び工作物の設置に係る使用時間は、終日とする。
- (3) 行事、展示会等に係る使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

(重量制限)

第9条 航空機使用者は、航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重が2.6トンを超える航空機を使用してはならない。

2 前項の規定による換算単車輪荷重は、当該航空機の離陸重量又は着陸重量にそれぞれ次の各号に掲げる主脚の形式に応じた換算係数を乗じて算出するものとする。

- (1) 主脚が単車輪の場合 0.45
- (2) 主脚が複車輪の場合 0.35
- (3) 主脚が複複車輪の場合 0.22

(立入制限)

第10条 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロンその他市長が定める区域(以下「立入制限区域」という。)内には、次の各号に掲げる者以外の者は、市長の許可を受けないで立ち入ってはならない。

- (1) 航空機の乗務員
- (2) 離着陸場施設に勤務する者
- (3) 前2号に定める者のほか市長が離着陸場の管理上必要と認めた者

(停留等の制限)

第11条 航空機使用者は、市長の定める場所以外において航空機を停留させ、又は航空機に乗員を乗降させ、若しくは貨物の積み降ろしをしてはならない。

(給油等の制限)

第12条 離着陸場において航空機及び航空用機器の給油又は排油の作業を行う者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 給油装置若しくは排油装置が不完全な状態にあるときに給油又は排油を行うこと。
- (2) 発動機が運転中若しくは加熱状態にあるときに給油又は排油を行うこと。
- (3) 必要な危険予防措置が講ぜられている場合を除き、乗員が航空機若しくは航空用機器内にいるときに給油又は排油を行うこと。
- (4) 給油若しくは排油中の航空機若しくは航空用機器の無線設備若しくは電気設備を操作し、又は静電気、火花若しくは放電を起こすおそれのある物件を使用すること。

(車両の使用等の制限)

第13条 離着陸場において車両の使用若しくは取扱いをする者は、市長の許可を受けないで立入制限区域において車両を運転し、又は市長が定める駐車場以外の場所において車両を駐車し、修理し、若しくは清掃をしてはならない。

(禁止行為)

第14条 離着陸場においては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 標札、標識、芝生その他離着陸場の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 市長の許可を受けないで爆発物若しくは危険を伴う可燃物を携帯し、又は運搬すること。
- (3) 市長が定める場所以外の場所に可燃性の液体、ガスその他これらに類する物件を保管し、又は貯蔵すること。
- (4) 市長の許可を受けないで裸火を使用すること。
- (5) 市長の禁止する場所において喫煙すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか秩序を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼす行為又は離着陸場の機能を損なうおそれのある行為をすること。

(許可の取消等)

第15条 市長は、航空機使用者又は第5条第1項の許可を受けた者(以下「行事等使用者」という。)がこの条例若しくはこれに基づく規則の規定に違反したとき、若しくは許可の条件に従わなかったとき、又は離着陸場の管理上特に必要と認められたときは、その許可を取り消し、若しくは使用を停止し、若しくは必要な措置を

命することができる。

- 2 前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止その他必要な措置により、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市長はその責めを負わない。災害その他緊急事態の発生により離着陸場の使用が不能となった場合も、同様とする。
- (使用状況の検査等)

第16条 市長は、離着陸場の管理上必要があると認めるときは、航空機使用者若しくは行事等使用者に対し報告を求め、又は職員に検査させることができる。

(原状回復の義務)

第17条 行事等使用者は、離着陸場の使用を終えたとき若しくは工作物の用途を廃止したとき、又は第15条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

- 2 行事等使用者が前項の義務を怠ったときは、その費用を当該行事等使用者から徴収する。

(許可を受けた目的外の使用等の禁止)

第18条 航空機使用者又は行事等使用者は、使用の許可を受けた目的以外に離着陸場を使用し、その一部若しくは全部を転貸し、担保し、若しくはその権利を他に譲渡してはならない。

(違反者に対する措置)

第19条 市長は、第10条から第14条までの規定に違反した者に対して、当該行為を制止し、又は離着陸場からの退去若しくは原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(使用料)

第20条 市長は、航空機使用者から別表1に定める航空機使用に係る使用料を徴収する。

- 2 市長は、行事等使用者から別表2に定める行事等使用に係る使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第21条 市長が特に必要と認めたときは、使用料の減免をすることができる。

(使用料の不還付)

第22条 既に納めた使用料は還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金等)

第22条の2 指定管理者に離着陸場の管理を行わせる場合にあっては、離着陸場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合は、前3条の規定は適用しない。

3 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 利用料金の額は、使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更するときも、同様とする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

既納の料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第23条 離着陸場の施設、設備若しくは備付物品等を損傷し、又は滅失した者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に関する読み替える規定)

第23条の2 第3条の3第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定の同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条、第5条、第6条、第8条、第10条、第11条、第13条、第14条、第15条第1項	市長	指定管理者
第15条第2項	市長	市長及び指定管理者
第16条、第19条、第23条	市長	指定管理者

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか離着陸場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年10月10日から施行する。

附 則(平成25年12月13日条例第30号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第19条の附則を追加する改正規定は、平成26年1月1日から施行する。
(農道離着陸場の使用料に関する経過措置)
- 8 この条例の施行の日以後に農道離着陸場を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月26日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から、第11条及び第12条の規定は平成31年4月1日から施行する。
(農道離着陸場の使用料に関する経過措置)
- 10 この条例の施行の日以後に農道離着陸場を使用する者が同日前に使用の許可を受け前納したときの使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第20条関係)

航空機使用に係る使用料

種別	使用料		
	個別支払	回数券（12回）	
着陸料	航空機の最大離陸重量が6トン以下のもの	着陸1回につき1,100円	11,000円
	航空機の最大離陸重量が6トンを超えるもの	着陸1回につき770円に6トンを超える重量について1トンごとに640円を加算した額	7,700円に6トンを超える重量について1トンごとに6,490円を加算した額
停留料 (航空機が6時間以上離着陸場に停留する場合に限る)	航空機の最大離陸重量が3トン以下のもの	停留時間24時間ごとに890円	8,910円
	航空機の最大離陸重量が3トンを超え6トン以下のもの	停留時間24時間ごとに1,780円	17,820円
	航空機の最大離陸重量が6トンを超えるもの	停留時間24時間ごとに1,780円に6トンを超える重量について1トンごとに30円を加算した額	17,820円に6トンを超える重量について1トンごとに330円を加算した額

備考

- 1 最大離陸重量に1トン未満の端数があるときは、これを1トンとする。
- 2 停留料の計算に当たって、停留時間に24時間未満の端数があるときは、これを24時間とする。
- 3 回数券の有効期間は、当該回数券発行時に指定した使用年度限りとする。

別表第2(第20条関係)

行事等使用に係る使用料

種別	使用料	
入場料等を徴収する行事、展示会等の会場としての使用的場合	営利を目的としない場合	1時間 7,700円
	営利を目的とする場合	1時間 30,800円
入場料等を徴収しない行事、展示会等の会場としての使用的場合	営利を目的としない場合	1時間 3,850円
	営利を目的とする場合	1時間 15,400円
航空用機器を使用する場合	1時間 770円	

工作物を設置する場合	1平方メートルにつき 月額30円
------------	---------------------

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。
- 3 使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとする。